

千葉県立保健医療大学既修得単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第40条第4項の規定により、既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

(既修得単位の認定科目)

第2条 既修得単位の認定は、原則として一般教養科目に限り行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、看護学科編入生は、保健医療基礎科目及び専門科目の一部を包括認定する。

3 看護学科編入生の既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

(単位認定の申請)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする学生は、次の各号に掲げる書類を入学当初の指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書（別記様式1）

(2) 卒業証明書又は在籍証明書

(3) 成績証明書

(4) 認定を受けようとする修得科目について、出身大学等が作成した授業科目の内容及び単位制度等単位の換算・認定に必要な書類

(単位の認定)

第4条 既修得単位の認定は、学長がこれを行う。

2 前項により認定された単位は、学則第48条第1項に定める単位に算入するものとする。

3 学長は、第1項の認定を行った場合には、教授会に報告しなければならない。

(修業年限)

第5条 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わないものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、認定の事務手続等に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

既 修 得 単 位 認 定 申 請 書

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

(元号) 年度入学 学科
学籍番号
氏 名 ⑩

私は、下記のとおり既修得単位の認定を受けたいので、千葉県立保健医療大学既修得単位の認定に関する規程第3条の規定により、必要書類を添えて申請します。

記

単 位 認 定 申 請 科 目 名	単位数	修 得 科 目 名	単位数	修得した大学、短期 大学又は専修学校名

添付書類

- 1 修得した大学等の卒業又は在籍を証明する書類
- 2 修得した科目の成績を証明する書類
- 3 修得した科目の内容及び単位制度等が判断できる書類（出身大学等が作成した講義概要、シラバス、学生便覧等）